

「戸田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」

意見募集期間

令和7年9月1日（月） から 令和7年9月30日（火） まで

概要

令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）については、児童福祉法において市町村による認可事業として位置付けられました。

乳児等通園支援事業については、その設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととされており、市町村が当該条例を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準に従い、又は参酌して条例を定めるものとされています。

本市においても、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するものとして、乳児等通園支援事業を実施するため、本条例を制定します。

市民生活への影響

こども誰でも通園制度は、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを対象に、保育所等を月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度です。

家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することを主な目的としています。

こども[★]誰でも[★]
通園制度

